

合理的配慮の提供事例報告書【小学校】

事例の概要

A児は未熟児網膜症のため弱視学級に在籍している。両目矯正視力は0.1～0.3程度で視野狭窄もある。保護者からの合理的配慮の要望や、特別支援学校からの助言もあり、教室の配置や拡大教科書・プリント等の使用、タブレット型端末を使つての支援を行っている。

- 1 対象児童の障害種

視覚障害

知的障害
- 2 障害の程度

該当(視覚障害)

※学校教育法施行令22条の3に該当か非該当か
- 3 在籍状況

小学校・特別支援学級
- 4 学年

小5

5 対象児童の実態

A児は両目矯正視力0.1～0.3程度である。常時眼鏡をかけているが、それ以上の矯正は難しい。また未熟児網膜症の治療のために光凝固手術を受けており、視野狭窄がある。また、軽度知的障害もあり、小学校1年～2年生程度の学習を主に行っている。

6 対象児童についての合意形成に至るまでの経緯

(1 誰からの申し出か 2 申し出の内容 3 連携、調整した関係機関 4 合意形成に至った結論)

保護者から黒板の文字や表などを拡大して見せる等、本人の障害にあわせた視覚支援を行ってほしいという申し出があり、保護者、管理職、特別支援教育コーディネーター、学級担任で協議を行った。また、県立視覚特別支援学校の巡回指導を活用し、学習環境の整備について指導・助言をいただき、本人の障害に配慮した学習環境の整備を行った。

7 基礎的環境整備の視点と概要

基礎④ 教材の確保

本町では、各学校の特別支援学級に対して補助教材費を予算化し、各学校で児童生徒の障害に応じた補助的な教材の確保ができるようにしている。また、教科書については、必要な児童生徒には、検定教科書に対応した拡大教科書の提供ができるようにしている。

基礎⑤ 施設・設備の整備

弱視学級では、黒板の代わりに低身長のホワイトボードを小学校で購入、使用しているので児童が座った状態でもホワイトボードが見やすくなっている。また、交流学級では一番黒板に近い位置をA児の席としている。

8 合理的配慮の観点と概要

合理①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

A児は弱視のため、保護者からの申し出を受け、合理的配慮の提供について、県立視覚特別支援学校から専門的な助言を受け、検討した。

- ・教科書などを目の近くに置いたり、字を書いたりするのに斜面台を使用している。
- ・教科書は文字サイズが20ポイントの拡大教科書を使用している。
- ・弱視を補うためにタブレット等で黒板の文字や見る対象物を写真に撮り、拡大して見せるなどの支援を行っている。
- ・交流学級で学習する際には、教室におけるA児の机の位置を配慮するとともに、プリントなどを使用するときは、拡大したものを用意するなど、校内で共通理解を図っている。

9 成果と課題

適切な学習環境の中で、落ち着いて集中して学習に取り組むことができている。交流学級では、児童にとって一番前の席で学習できることが安心につながっている。また、一番前の席ではあるが、見えにくい時にはタブレット型端末等を使用して、より見やすいよう支援することで、ストレスなく学習が続けられていることが成果として挙げられる。課題としては、見るための方法や機器を自分で選択したり、自ら合理的配慮を求めたりできるなど、将来の自立に向けて支援のあり方を考え続けていくことである。今後も、県立視覚特別支援学校の巡回指導を活用して、定期的に個別指導計画を見直していく必要がある。